

## 第23回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 午前9時30分から午前10時10分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員	伊藤 照子
------	-------

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議案第2号 農業委員会の活動の点検・評価の決定について

### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第5号 非農地証明について

報告第6号 森林化した農地の非農地判定結果について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山 浩文
次 長	野田 稔雄
職 員	塚本 雄二
職 員	堀江 陽子

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第23回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、6番委員、8番委員にお願いいたします。

両委員        はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

各委員        はい。

議長            それではそうさせていただきます。  
では、早速、議事に入ります。

### 議案第1号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長            議案第1号については、9件の申請がっております。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局        はい。(資料読み上げ)

                  1番2番は、祖父の後を孫の〇〇さんが後継者として農業を始められ、自宅周辺農地を規模拡大のための申請でございます。

                  3番は、規模縮小のため隣接耕作者からの申請でございます。

                  4番は、以前耕作されていた〇〇さんとの契約が終了後、申請書未提出となっていたことが判明し、この度、整理されるものでございます。

                  5番は、耕作者が亡くなられたため、隣接地耕作者の親戚関係にある〇〇さんとの貸借申請でございます。

                  6番は、管理地で未作付農地を近隣農家の〇〇さんが、稲作を試されるための申請でございます。

                  7番8番は、親子で所有する農地を推進機構を通し売買事業活用のものでございます。

                  9番も推進機構の売買事業活用のものでございます。

                  説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明がございました。  
皆さんから質問なりご意見はございませんでしょうか。  
(発言者なし)

議長 ごございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。  
この議案第1号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そのようにいたします。  
議案第1号案件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で許可することに決定いたします。  
続いて、

## 議案第2号 農業委員会の活動の点検・評価の決定について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。  
議案第2号につきましては、4月総会後の事務連絡で素案説明をさせて頂きました。その後、農地利用最適化推進委員の皆様にもご覧頂き、ご意見があれば事務局へご連絡頂くようお願いしたところ、ご意見はございませんでした。  
なお、1カ所数値訂正がございます。認定新規就農者の項目ですが、経営数を記載すべきところ、ご夫婦での経営であるため、10から9へ訂正しております。  
以上、議案第2号のご審議、よろしくお願い致します。

議長 皆さんからご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。  
議案第2号について、案どおりで賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。

全員賛成で案どおりと決定します。

議長 では、次の報告事項に進みます。

#### 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

農業倉庫を建設されるもので、地域的には許可案件となるものですが、規模が2アール未満のものは許可不要となっております。この場合、届出で把握対応するものでございます。

(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。

9番委員 農地転用の場合で一部利用の取扱い説明をお願いします。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。

この春に国から転用許可事務についての通知文書が出されており、その中に一部利用の場合、あらかじめの分筆を画一的に求めるものではなく、場所の特定ができれば分筆しなくても許可が可能とされております。

本市では許可件数も少ないため事例がございませんが、土地特定の仕方については県の対応状況に沿ったいきたいと考えております。

議長 よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

無いようですので報告第1号を終わります。

続きまして、

#### 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので報告第2号を終わります。  
続きまして、

### 報告第3号 農地法第18条6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
以上で説明を終わります。

議長 何かご質問ございませんでしょうか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。  
次の

### 報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告4号を終わります。

### 報告第5号 非農地証明について

議長 報告第5号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告5号を終わります。

### 報告第6号 森林化した農地の非農地判定結果について

議長 6号の説明を事務局お願いします。

事務局 はい。

本年2月に実施した大字上内、大字四ヶでの森林化した農地調査でございます。とりまとめが終わりましたので、ご報告するものです。

なお、3年度に非農地判定の取扱いが定められ、3人の委員により判定した時点で決定となります。このため、従前、総会審議としておりましたが報告となるものでございます。

(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告6号を終わります。

議長 これをもちまして、第23回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上